亀岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年8月 亀岡市農業委員会

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の規定に基づき、亀岡市農業委員会は農地等の利用の最適化に関する指針を下記のとおり定める。

記

- 1. 遊休農地の解消について
- (1) 遊休農地の解消目標 28ha (平成29年度目標 1ha)

【目標設定の考え方】

10年後にすべての遊休農地・耕作放棄地を解消する。

そのため、1年間に全遊休農地・耕作放棄地面積の3%に当たる1haを確実に解消するとともに10%に当たる3haの解消を目指す。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

従前に遊休農地・耕作放棄地と判断された農地には、耕地(不作付地)や非農地も含まれており、それらを除外するため農地パトロール(農地利用状況調査)の実施に際し、「遊休農地に関する措置」実施の手引き書を基に遊休農地判断の見直しを行う。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の遊休農地の判断に偏りが生じないよう、判断基準を 統一するための研修会を実施する。

また、比較的耕作条件が良い遊休農地については、農地中間管理機構への貸付けについて誘導を図るとともに、その他の遊休農地についても個々の所有者単位ではなく、地域全体で農地の環境保全を行う取り組みを推進し、遊休農地の解消・発生防止の機運を醸成するとともに、耕作放棄地については地域と整合を図りながら非農地化を進めて行く。

- 2. 担い手への農地利用集積について
- (1) 担い手への農地利用集積目標 30ha (平成29年度目標 3ha)

【目標設定の考え方】

目標面積は、亀岡市農業経営基盤強化促進基本構想(平成24年3月)に基づき、人・農地プラン(京力農場プラン)による「地域の農地は地域で守る」を農地集積の基本とし、プラン作成のための支援体制を農地利用最適化推進委員を中心として確立する。

また、プラン作成が困難な地域においては、利用意向調査等により出し手の情報収集し、地域の中核的農業者や農家組合、市内にある法人等への働きかけを中心に所有権移転や農地中間管理事業を活用した利用権設定を積極的に推進する。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

地域の中核的農業者が担い手となれるよう、人・農地プラン(京力農場プラン)の作成を促進するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等を担い手(認定新規就農者)として確保・育成を図り、農地の利用集積が行われやすい環境の構築に努める。

後継者のいない耕作者が権利を保有する農地の状況を把握し、将来の利用集積が計画的に進められるよう、地域と連携し話し合いを行う。

- 3. 新規参入の促進について
- (1) 新規参入の促進目標 50経営体 (平成29年度目標 5経営体)

【目標設定の考え方】

平成39年を目標年次とし、亀岡市農業経営基盤強化促進基本構想の新たな人材の育成・確保目標と同調し、Iターン・Jターン・Uターン等による就農や幅広い人材の育成・確保、それぞれの就農形態に則した農地の確保や機械・施設等の整備への支援を講じるために農林振興部局との連携を推進する。

- (2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法
 - ①農林振興課との連携強化

農林振興課との連携を密にすることで、新規参入者への農地の意向情報の提供や農地集積の指導・助言を行う。

②農地所有適格化法人の認定及び法人化への指導・助言 営農組合・農家組合の法人化への指導・助言

4. 目標の見直しについて

本指針に掲げる目標及び目標年次については、達成状況、その他社会情勢等を踏まえ毎年見直しを行うものとする。